

岡山市環境保全啓発事業包括外部委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和 7年 2月 3日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市環境保全啓発事業包括外部委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委 託 名 岡山市環境保全啓発事業包括外部委託
- (2) 業 務 内 容 別添説明書参照のこと
- (3) 委 託 期 間 令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日
- (4) 概算予算額 総額5,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内
- (5) 支 払 条 件 完了後払い
- (6) 契 約 保 証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号（以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 過去5年以内において、日本国内の官公庁又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する中核市以上の規模の地方自治体から主としてイベントを行う業務を元請で受注し、遅滞なく完了した実績を有すること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札

参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「イベント」業種細区分「イベント」に登録のあること。

- (4) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和7年2月28日（金）午後5時まで
仕様書（案）の交付	公示日～令和7年2月28日（金）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年2月14日（金）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年2月20日（木）午前9時に掲載
企画提案書の提出	令和7年2月20日（木）午後1時から 令和7年3月7日（金）午後5時まで
ヒアリングの実施	令和7年3月14日（金）頃
審査結果の通知	令和7年3月14日（金）以降

5 仕様書（案）等の交付方法

仕様書（案）は、公示日から令和7年2月28日（金）の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）の時間に岡山市環境局環境部環境保全課窓口にて無償で交付します。交付は原則窓口で行いますが、やむを得ない事情により窓口で受け取れない場合は、担当課に連絡してください。

なお、契約に至らなかった場合は、郵送又は持参により仕様書（案）を返却することとします。

●岡山市環境局環境部環境保全課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市役所分庁舎6階

説明書及びその他書類については、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードしてください。

●岡山市ホームページ

(<http://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-16-0-0-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。なお、質問は「質問票（様式5）」で行

うものとして。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

質問の受付は電子メールで行います。メールの件名を

「【企画競争質問】岡山市環境保全啓発事業包括外部委託」とし、岡山市環境局環境部環境保全課へ提出してください。

●電子メール：kankyuhozen@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

【留意事項】

- ・質問を行った企業名は公表しません。
- ・質問に対する回答内容は本公示の一部とみなします。
- ・意見の表明と解される質問、本業務に関係ない事項等の質問には回答しません。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市環境局環境部環境保全課に持参してください。郵送は不可とします。

(2) 提出書類

- ・企画競争参加申請書（様式1）
- ・見積書（様式2）
- ・提案者及び協力者の概要（様式3）
- ・企画提案書（様式4）

様式4とは別に、企画提案内容が具体的にわかる資料を添付してください。資料の様式は自由としますが、カラー印刷、A4判（ただし図面等はA3判折込可）10枚以内とします。

※企画提案書は、全体にわたって提案者名（企業・団体名）がわかるような記述は一切しないようにしてください。やむを得ず記述する場合は、副本については黒塗りし、わからないようにしてください。

(3) 提出部数

正本1部（社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの）

副本9部（社名、代表者印のないもの）

計10部

(4) 提出先

岡山市環境局環境部環境保全課（岡山市役所分庁舎 6 階）

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号

(5) 注意事項

- ・連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- ・仕様書（案）等に関する質問及び回答を確認のうえ、提出すること。
- ・提出期限までに提出されなかった提案書はいかなる理由でも特定されません。
- ・提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ・企画競争参加申請書提出後に辞退する場合は、企画提案書提出期限までに企画競争参加辞退届出書（様式 6）を岡山市環境局環境部環境保全課に持参すること。郵送は不可とする。

8 特定方法等

(1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、環境局事務事業委託等審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①審査委員会は提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②審査委員会は評価基準をもとに各審査員 100 点満点の合計 500 点満点で審査し、得点により最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③委員の審査点数の平均が 60 点を下回る提案については、特定しないものとします。

(3) ヒアリングの実施

審査員による公平な審査のため、発表時は提出された副本（社名等記載のないもの）を使用し、発表時間は 1 事業者につき 20 分程度とします。詳細な日時及び場所については、後日お知らせします。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合

- ④提案者が個別に審査委員会の委員と接触を持つ等、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他審査委員会で本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適提案者に対しては、提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは、提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

9 契約手続等

最適提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

審査委員会で特定された最適提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が契約を締結するまでの間に失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めません。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用は、全て提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (4) 特定しなかった提案書は、原則返却します。返却が不要の場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対して指名停止を行うことがあります。
- (6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (7) 提案者は、業務実施にあたり協力者（法人格を有する者に限る。）に業務の一部を委任することができます。この場合、協力者は有資格者名簿に登載されている必要はありませんが、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止を受けている者又は指名

停止を理由として有資格者名簿から削除された者で、当該指名停止期間が満了していない者は協力者となることはできません。また、協力者が本案件に関する複数の提案に加わることはできません。

(8) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。

(9) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(10) この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

(11) 本業務に関する予算は、岡山市令和7年度当初予算案に計上し、岡山市2月定例市議会に提案する予定ですが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。なお、その場合の提案者における損害については、市は一切負担しません。

(12) 契約に至らなかった場合は、郵送又は持参により仕様書（案）を返却することとします。また、仕様書（案）の無断公表、転載、使用及び複製を固く禁じます。

1 1 問い合わせ先

岡山市環境局環境部環境保全課（岡山市役所分庁舎6階）

電話：086-803-1280・1281 FAX：086-803-1887

メール：kankyouhozen@city.okayama.lg.jp